

## 第2回佐呂間町議会定例会 第1号

令和元年6月18日（火曜日）

### ○議事日程

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長行政報告
- 4 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 5 令和元年度第1回定期監査報告書の提出について
- 6 一般質問
- 7 議案第 4号 佐呂間町小規模企業振興基本条例の制定について
- 8 議案第 5号 佐呂間町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 9 議案第 6号 佐呂間町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 7号 佐呂間町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 8号 佐呂間町総合介護条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第14号 財産の無償譲渡について
- 13 議案第 9号 佐呂間町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 14 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 15 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 16 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 17 議案第13号 佐呂間町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 18 議案第15号 財産の取得について
- 19 議案第 1号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第1号）
- 20 議案第 2号 令和元年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 21 議案第 3号 令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 22 同意第 1号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 23 議員の派遣承認について
- 24 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

### ○出席議員（9名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 山内 一 弘 君 | 2番 高橋 紀 久 君 |
| 3番 船木 司 君   | 4番 土田 剛 君   |
| 5番 小松 正義 君  | 6番 加賀屋 修 君  |

7番 佐藤昭男君  
10番 吉野正剛君

9番 三田真美君

○欠席議員（1名）

8番 但木早苗君

○出席説明員

町長	川根章夫君
副町長	斉藤裕美君
会計管理者	安藤雅之君
総務課長	深尾毅君
総務課長補佐	渡部りよ子君
企画財政課長	玉井伸一君
企画財政課長補佐	兼平茂雄君
町民課長	中村直樹君
保健福祉課長	武田温友君
保健福祉課参事	斎藤博君
農務課長	安藤誠司君
経済課長	菊地秀喜君
経済課参事	林洋樹君
建設課長	桑島孝之君
建設課参事	鶴田俊洋君
愛の園園長	片岡満之君
保育所長	大谷昭文君
教育長	仲川倫則君
管理課長兼	
学校給食	谷口義春君
センター所長	
社会教育課長兼	
武道館・温水	久米修一君
プール館長	
図書館長	志賀克浩君
農委事務局長	安藤誠司君
代表監査委員	川又則之君

○出席事務局職員

事務局 局長 鈴木 英樹 君  
庶務係 局長 鈴木 篤史 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（吉野正剛君） ただいまから令和元年第2回佐呂間町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（吉野正剛君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（吉野正剛君） この際、諸般の報告を行います。

事務局長。

○議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。

本日の欠席及び遅参届け出等の議員は、8番、但木議員より欠席する旨の届け出がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本定例会に提出された議件は、理事者よりの提出案件、議案15件、同意1件、報告1件です。

本定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者、別紙お手元に配付のとおりです。

5月10日及び6月10日に実施しました例月出納検査の結果について監査委員より報告がありました。お手元の議案につづり込みのとおりです。

前議会以降における閉会中の議会の動向につきましては、別紙お手元に配付のとおりです。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 次に、6月3日実施をいたしました総務福祉常任委員会現地調査の報告があります。

3番。

○3番（船木 司君） 去る6月3日、所管事務調査終了後、障がい児通所支援施設、漁村環境改善総合センター、若佐ストックヤード、知来ごみ処理場の現地調査を実施いたしました。

障がい児通所支援施設めるくるについては、もとの佐呂間監督員詰所を改修し、平成25年8月に開所し、遠軽町の社会福祉法人北光福祉会が運営している施設ですが、発達に心配のある児童生徒を対象とした放課後等のデイサービス事業を行っており、現在17名の方が利用しておりますが、めるくるでは宿題や遊びも仲間と一緒に取り組める施設であり、子供たちの健やかな成長のためにも今後とも適切な運営を願いたいと思います。

漁村環境改善総合センターについては、今定例会で佐呂間漁協へ無償譲渡を予定してい

る施設であります。建物は、建設から40年以上が経過しておりますが、これまで部分改修等もしており、全体的な老朽化は見られるものの、まだ使用可能な施設であり、譲渡後においても地域住民等のために有効に活用していただきたいと思っております。

若佐ストックヤードについては、もとの木工場から譲渡を受けた倉庫を平成15年からストックヤードとして使用していましたが、現在10種類の分別による資源ごみの保管をしており、ごみの減量化のために今後とも適切な維持管理を望むものであります。

知来ごみ処理場については、昭和57年に一般廃棄物最終処分場として整備されたごみ処理処分場であります。建設当初に計画していた埋め立て可能な年数は既に過ぎておりますが、埋め立てごみの減量化、資源ごみの分別等により施設の延命化を図っており、今後遠軽地区3町での広域組合による共同の埋め立て処分場が建設されるまでの間、この知来ごみ処理場を利用し続けられるよう我々町民もさらなるごみの減量化に努めなくてはならないと思っておりますし、場内にある浸出液処理施設は当分の間稼働しなければならないということから、今後においても施設の適正な維持管理を願います。

最後に、説明に同行していただきました担当職員にお礼を述べまして、以上簡単であります。総務福祉常任委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 次に、6月4日実施をいたしました産業文教常任委員会現地調査の報告があります。

4番。

○4番（土田 剛君） 去る6月4日、所管事務調査終了後、町有林事業、浜佐呂間パークゴルフ場、浜佐呂間テニスコート、浜佐呂間終末処理場の現地調査を実施いたしました。

町有林事業中園につきましては、昨年マツカレハの幼虫が大量発生し、葉が枯れたため、伐採の補正予算を組んだ町有林の箇所ですが、既に伐採が終了し、丸太材として集積されている現場を確認しました。木材内部に虫食いによる枯れは見られず、国内における木材価格も堅調であることから、素材売り払いされることとなりますが、今後においても適期の伐採や植林等による町有林の適正管理を願いたいと思っております。

次に、浜佐呂間パークゴルフ場及びテニスコートについて、両施設は平成10年に浜佐呂間農村公園として整備された施設ですが、人口減少の影響もあり、利用者は減少傾向にあります。施設は適正管理されており、また隣接していた利用頻度の少ないゲートボール場を駐車場に用途がえをしており、多くの方に利用してほしい施設であります。

次に、浜佐呂間終末処理場については、漁業集落環境整備事業により平成13年に供用開始となった施設であります。浜佐呂間地区で下水道に接続済みのし尿、生活排水を浄化処理しております。現在の汚水処理量は、平均で施設能力の40%程度と十分余裕もあり、地域下水道普及率は73%とのことです。建設から19年が経過し、老朽化が見え始めておりますので、今後とも適正な維持管理により地域の生活環境や水質保全を図っていただきたいと思っております。

最後に、説明に同行していただきました担当職員にお礼を述べまして、以上簡単であります。産業文教常任委員会の報告といたします。

○議長（吉野正剛君） 次に、5月7日、令和元年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会が開催され、その報告があります。

9番。

○9番（三田真美君） 令和元年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会が5月7日に開催され、私が出席しておりますので、ご報告いたします。

まず、管理者から新聞報道等で報じられた消防車両の過積載の報告があり、遠軽消防本部で調査を実施したところ、17台のうち14台が過積載状態であることが判明したとのことです。過積載車は、消防署と出張所が保有する水槽車5台、タンク車7台、搬送車等2台で、車検証で規定されている総重量を30キロから1,425キロ上回っております。この結果を受け、4月19日までに車両の積載水を減らし、ホースなどの資機材を他の車両に積みかえるなどにより過積載を解消しております。なお、このほかに消防団が保有する車両34台、普通自動車の救急車両9台についても積載総重量の調査を行い、北見陸運支局と対応について協議を進めているとのことです。

令和元年度の事業執行状況については、ごみ焼却施設事業、し尿等処理事業及びリサイクル事業については、機器類の故障もなく、順調に処理が行われているとのことでした。新規採用職員については、4月1日付で消防に4名の職員を配置し、現在北海道消防学校にて初任教育中とのことです。火災発生件数については、4月末現在、建物火災が6件、車両火災が3件、林野火災が1件、その他火災が5件、合計15件で、昨年同時期と比較し、3件増となっております。また、これまでに死者1名、負傷者3名が発生し、3月31日未明には佐呂間町富武士で住宅が全焼する建物火災が発生し、2名が軽傷を負っております。さらに、4月17日には湧別町富美において林野火災が発生し、88アールを焼失しましたが、地上消火と応援要請、北海道防災ヘリの空中消火、延焼拡大を阻止しました。貴重な財産の焼失や痛ましい犠牲者を出さないよう火災予防に対する一層の注意喚起を図るとのことであります。救急出動状況については、4月末現在554件、搬送人員は524人で、昨年同期と同水準とのことです。

次に、提案された議案ですが、まず議案第1号 遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正については、工業標準化法の一部改正及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う条例改正であります。議案第2号から第4号は、いずれも財産の取得であります。議案第2号は湧別分団の登栄床に備えている小型動力ポンプ車の更新として、税込み1,892万円で札幌市の北海道ドライケミカル株式会社から取得するものです。議案第3号は、白滝出張所に備えている高規格救急自動車の更新として、税込み2,035万円で旭川トヨタ自動車株式会社遠軽店から取得するものです。議案第4号は、高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資材及び救急用資機材購入として、税込み847万円で北見市、三好メディカル株式会社から取得

するものです。

以上、提案された議案は原案可決し、同日閉会いたしました。

詳しい内容は、議会図書室に書類を置いてありますので、各自でお目通しください。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野正剛君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉野正剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番、三田議員、1番、山内議員を指名します。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（吉野正剛君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から20日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から20日までの3日間に決定をいたしました。

#### ◎日程第3 町長行政報告

○議長（吉野正剛君） 日程第3、町長から行政報告及び提出案件の概要説明の申し出がありました。

これを許します。

町長。

○町長（川根章夫君） 前臨時町議会以降の行政報告と提出案件についてご説明申し上げます。

初めに、農作物の生育状況についてであります。この春は畑の雪解けが遅かったものの、4月下旬からの好天に恵まれ、秋まき小麦、ビート、デントコーンなどの播種作業は順調に進みました。5月20日から21日の暴風雨により一部のビートに影響を受けましたが、大きな被害がなく、さらには5月の気温として観測史上最高となる39.5度を記録した猛暑日を含め、30度を超える日が3日間続くなど、干ばつが心配されましたが、総じて農作物の生育はよく、今後も安定した天候を願うところであります。また、牧草の草丈も平年並みに生育しており、サイレージと乾草収穫作業が開始されているとの報告を受けております。

次に、町有牧野の入牧状況についてであります。本年は5月17日と18日の両日で入牧が行われ、6月3日現在3カ所の町営牧場で乳牛504頭が放牧されており、今後と

も酪農経営の基本であります健康で丈夫な牛の育成を図ってまいります。

次に、漁業についてであります。外海ホタテ稚貝放流につきましては、5月15日から25日までのうち8日間の日程で終了し、放流した数量は7,963万粒を予定どおりB海区と一部A海区へ放流したとの報告を受けております。ホタテ稚貝採苗につきましては、オホーツク海及びサロマ湖内の海水温が平年よりやや高く推移し、ラーバの出現が早く見られたことから、5月14日ごろより採苗器の投入が始まり、順調に推移しております。今後は、海水温等の状況を見守りながら、ラーバの付着状況調査を行っていくとのことであります。マス稚魚につきましては、5月3日から5日にかけて床丹川など町内3河川にそれぞれ33万尾余り、合計100万尾を放流しております。また、サケ稚魚の中間育成につきましては、4月27日に稚魚200万尾を搬入、うち190万尾を3基の生けすで飼育した後、5月16日に放流し、残り10万尾につきましては佐呂間別川より放流を行い、4年後の回遊を期待しているところであります。外海ホタテ漁業の本年の漁獲目標は、操業順序を変更したために本操業計画を9,300トンに設定し、5月31日より1隻23トン体制で操業が開始されております。

次に、公共事業の執行状況についてであります。本年度町が計画しております主な工事と委託の事業件数につきましては39件で、事業費の総額は5億7,700万円を予定しております。現在までの発注状況につきましては、22件で2億1,800万円であり、発注率は件数では56%、金額では38%となっております。現在各町道や公共施設などでの改修工事を実施しておりますので、町民の皆さん方には何かとご不便をおかけいたしておりますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、本定例会に提案した提出案件の概要についてご説明申し上げます。提出案件は、議案15件、同意1件、報告1件であります。まず、予算の補正提案につきましては、令和元年度佐呂間町一般会計補正予算、令和元年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算、令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算の3件でございます。次に、条例の制定、一部改正及び廃止についてであります。条例の制定につきましては、佐呂間町小規模企業振興基本条例、佐呂間町森林環境譲与税基金条例の2件であります。条例の一部改正につきましては、佐呂間町税条例、佐呂間町国民健康保険税条例、佐呂間町総合介護条例の3件であります。条例の廃止につきましては、佐呂間町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の1件であります。次に、規約の変更につきましては、北海道市町村総合事務組合規約、北海道市町村職員退職手当組合規約、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の3件であります。次に、計画の変更につきましては、佐呂間町過疎地域自立促進市町村計画の1件であります。次に、財産の無償譲渡についてが1件でございます。次に、同意につきましては、農業委員の任命につき同意を求めることについてでございます。次に、報告として繰越明許費繰越計算書についてでございます。次に、財産の取得についてが1件でございます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これで行政報告は終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第4、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） それでは、報告第1号をご説明いたします。

議案書は、一番最後になります。報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

（朗読部分記載省略）

この事業につきましては、本年3月の第1回定例会においてご承認をいただき、その後3月31日付専決処分により補正をさせていただいた件でありまして、本計算書のとおり調製を行いましたので、規定により報告を行うものであります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

報告第1号については、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 繰越明許費繰越計算書については報告のとおり承認されました。

◎日程第5 令和元年度第1回定期監査報告書の提出について

○議長（吉野正剛君） 日程第5、令和元年度第1回定期監査報告書の提出についてを議題とします。

定期監査の結果について監査委員から報告書が提出されておりますので、この際代表監査委員の説明を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（川又則之君） それでは、本年度の第1回定期監査を地方自治法第199条第4項の規定により実施をいたしましたので、ご報告申し上げます。

監査の実施期間は、5月10日から5月17日までのうち6日間であります。

監査の対象は、いずれも平成30年度の町の補助金等関係事務、投資的事業の契約事務、物品購入契約に関する事務、財産の取得及び処分に関する事務、施設等の利用状況についてであります。次に、現地調査であります。記載のとおり、佐呂間コミセンから西富公営住宅までの8カ所でございます。

町のほうから提出を受けた調書であります。事前に提出を受けた調書は、書類審査用として補助金交付金に関する調べ、投資的事業執行状況調べ、物品購入調べ、財産の取得及び処分等調べ、施設利用状況調べであります。また、現地調査用としては、佐呂間コミセンから町営バスターミナル、若里活性化センター、佐呂間スキー場、開拓資料館につきましてはそれぞれの施設利用状況、浜佐呂間小学校では学校の経営概要、さらに浜佐呂間簡易水道の浄水施設では施設の管理運営状況、最後に西富公営住宅では入居状況と、それぞれ関係書類を提出していただき、調査の参考といたしました。

監査の結果であります。補助金等関係事務につきましては、関係書類の提示を受け、かつ必要に応じ主管課の説明を受けて監査をした結果は、事務適正であると認められました。以下、投資的事業の契約事務、物品購入契約に関する事務、財産の取得及び処分に関する事務につきましても、いずれも事務適正であると認められました。現地調査につきましては、これまでの定期監査の中で調査ができなかった施設を重点に今回も調査を行いました。それぞれ適正に執行及び維持管理をされておりました。

以上でございます。第1回の定期監査報告を終わります。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

定期監査は報告済みといたします。

#### ◎日程第6 一般質問

○議長（吉野正剛君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、回数に制限を設けておりませんが、質問に当たりましては質問要旨を具体的に、かつ簡明に願います。

順番に発言を許します。

2番。

○2番（高橋紀久君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、きょうもまたこの町、佐呂間のためになるよう質問させていただきたいと思っております。

きょうは、事前の通告どおり、今後の町道の整備について数点伺いたいと思っております。まず、冒頭に現代の車社会に必要なインフラとしての一つである道路であります。その道路といっても国道から道道、私道、林道などいろいろとあると思っております。その中

に町で管理している町道、町の道路、町道があり、これらは産業の発展、生活の向上、近隣のまちとの交流、子供たちの通学のためなどなど、さまざまな目的で敷設、整備し続けてきたと思われませんが、これからの情勢、この町にもかかわってきます人口減少、それとかあといろいろと報道でもされております高規格道路の延伸、それとか最近やたら報道でもあります高齢者による事故というのでしょうか、そういうもの、いろいろと車社会も変わってきていると思いますが、そういうようなこれからの情勢を見据えた町道の整備、維持管理について数点質問させていただきたいと思います。

それではまず、1つ目の質問です。まず、現状の町道の概要、総延長から号線なり、整備状況、舗装率、町で管理上種別している上での区別というのでしょうか、そういうものなど、それとこれまでの町道の経緯、どのような路線から町道をつくってきたなど、最新の町道、最初の補修などについてまず伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 今回の質問は、町道の整備ということでございます。これまでの間、議員各位から相当の町道の概要の質問要旨がございましたので、ここの部分につきましてはまず今までの答弁の内容重複しますけれども、報告をさせていただきたいと思いません。

町道の概要につきましては、平成31年4月現在で、町道は281路線322キロとなっております。舗装延長は166キロメートル、改良延長、これは舗装を含む延長でございますけれども、207キロメートル、舗装率は52%、改良率は64%となっており、町道の管理種別は1級町道、2級町道、その他町道の3種類で管理をしております。なお、舗装率の補足でございますけれども、町の全世帯2,500世帯あるわけでございますけれども、このうち2,400世帯前後の道路は舗装済みであり、率でいいますと96%となっていることから、住宅前の町道舗装整備はおおむねなされているものと考えております。

次に、これまでの経緯についてのご質問でございます。当初の供用開始は、昭和41年4月1日で、226路線311キロメートルを供用開始し、その後道路法及び関係法令の改正により町道の認定基準の明確化がなされたために、昭和41年4月1日に供用開始した町道を昭和56年11月20日の告示により全線廃止し、新たに認定を行い、現行の町道の基準となる名称で235路線299キロメートルを供用開始いたしました。その後数回の認定手続きを行い、現在の路線数延長となっております。また、記録上残されている最初の改良舗装工事は、昭和41年施工の佐呂間駅前道路、これは現在の食事の店かたひらからバスターミナルまでの約16メートルで、現存している舗装改良で最も古いのは、昭和44年に施工されました佐呂間仲町道路の道道から佐々木写真館の間の約60メートルとなっております。最新につきましては、平成30年に実施した若里基線道路、これは社会資本整備事業で実施してございますけれども、それと佐呂間30号道路、これは町単独の一部が最新の道路改良工事の施工となっております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今町長から説明ありました町道の概要についていろいろと伺わせていただきました。というのも先ほどちょっと述べ忘れたのですけれども、これも4月に議会懇談会というものがあつた中で、町民の方から町道の舗装率というのは一体何%になっているのだという質問がございまして、そういう部分を含めまして町民の方々もいろいろと舗装率のことを気にされている方もいらっしゃるなと思って、ここでも問わせていただきました。そういう経緯の中で今いろいろと町道の概要を伺ったところでございますが、この町道の中には私有地、町有地ではない場所ではあるのですけれども、町で道路と認定し、管理しているそのような場所はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 建設課長。

○建設課長（桑島孝之君） 基本的には私道で町が道路として管理している道路というのはいないです。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） わかりました。私道、私有地で町道認定しているところはないということを伺いました。

それで、大体いろいろと今町道の概要を伺いましたので、それを含めまして次の2番目の質問に移りたいと思います。それでは、2つ目の質問ですが、これまで行ってきた既設町道の改修改良工事なのですけれども、それがこちら、佐呂間町公共施設等総合管理計画という中でもいろいろとうたわれていると思います。この中でも記載はあるのですけれども、大まかであるのがどのような選定基準、順番で今までの既設町道の改修工事というものを行ってきたのか。それとまた、今後の町道整備の予定、未整備区間を道路にする、もしくは砂利道を舗装にする、もしくは舗装道路をまた改修していく、こういうこともこの総合管理計画にも一部出ておりますが、平成31年、今年度までの計画しか出ていないものでありましたから、それらも含め今話しました今後の町道整備の予定などについてどのような選定基準、順番で、どのような計画をお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 2点目のこれまでの町道の改修なり、今後どのような形で進めるかというようなことでございます。選定基準なり、順序についてご説明をさせていただきます。

近年施設なり、構造物は、長寿命化の方向で国、道の指導はある中、議員もご承知のとおり、道路、橋梁の長寿命化計画があり、道路も同様な点検により選定順位を図り、道路の損傷はもちろんです。歩行者なり、車両の通行量が多く、住宅の張りつけも考慮し、通り抜け可能な道路の改修を進めております。ここで通り抜け可能な道路と申し上げますのは、佐呂間町はこれまでの町道の改修につきましては、通り抜けが可能で、一本で行く

ような道路は基本的には改良舗装は行っておりません。今後の選定基準なり、順位につきましても今までと同様であります。近年の車両の大型化と交通量の増加、さらに冬期間の凍上の繰り返しなどで既存舗装の損傷が著しいため、既設の砂利道を改良舗装するのではなく、既存舗装道路の2次、3次改修が急務と考え、整備計画を検討しているところでございます。

先ほどの1番と重複するわけでございますけれども、町道は今現在322キロございます。そのうちの舗装は166キロということで、この差は何かということでございますけれども、ご案内のとおり、大きな路線は議員も知っておりますように知来の尚和から富士に抜けるあの林道の大きな道路、さらには中園の旧宮坂さんのところから共立の影の沢のほうに抜けるあの道路が大きな道路でありまして、これらを将来的に改良するというところで、民家も張りついておりませんので、そういうことで舗装率は52%。したがって、住宅の舗装関係の部分については、基本的に今答弁したように住宅の張りついているところ、さらには農道での輸送を含めて可能な道路を優先的に行っているということをご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今いろいろと順番なり、基準、選定のほうを伺いましたけれども、それらも含めてなのですけれども、これもあるか、ないか伺いたいと思うのですが、今までも私有地などを町のほうで買い取りというのでしょうか、そして広げて、町道に認定したとかという経緯もあると思うのですけれども、今後新たにそのような私有地を買い取るなどして町道に認定するなどという予定の場所というのでしょうか、そういうのが候補に上がっているのかどうかというものを伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 建設課長。

○建設課長（桑島孝之君） 現在のところそういう計画はありません。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） わかりました。ということは、現状の町道をそのまま整備し続けていく、今のところふえる予定はないということですね、捉えたいと思います。

それも含めまして、また道路のほうなのですけれども、今度は道路の改良整備という部分とダブってくるのでございますが、その道路といいましてもそれらには必ずいろいろと町道附帯の側溝というのでしょうか、あと雨水排水などの管、雨水排水処理設備などがついている、必ず大体布設されていると思いますが、それらについての今後の維持管理における計画というものは、今どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 建設課長。

○建設課長（桑島孝之君） 維持管理についてですけれども、基本的に土木係、昔は維持係と言ったのですけれども、今は土木係なのですけれども、そちらのほうで定期的に巡回

して、もしくは町民からの報告を受けた中で対応して、通水断面が基本的には阻害されていると判断したときには対応するような形で考えております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） ということは、今お話伺った中ではとりあえず異常が発生したときに維持、点検していくという捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 副町長。

○副町長（齊藤裕美君） 今建設課長のほうから説明したとおりのこともありますし、一番基本的なのは土木係と除雪センターでも維持をそれぞれやっていますので、そういったところで毎回毎回パトロールをした中で異常があったところは即直していくということ、毎年自治会のほうにそういったところの要望がないのか、次年度の予算に向けてということになるのですけれども、そういった要望をとる中で、それぞれの自治会は各町の方々に話を聞き取って、要望を上げてくると。その要望を上げてきたものをまた土木係で点検に行き、必要な箇所を改良なり、整備なりするというような段取りで今現在整備を行っているということです。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今もありました自治会から上がってきた部分、自治会要望として捉えてきた部分というのも私もいろいろと自治会なり、同じ町内会というのでしょうか、町の人からもそういう意見というのは多少聞こえてくる部分もありますので、全てを現実実施していくということはなかなか難しい部分も多々あるかとは思いますが、極力自治会なりから要望出てきた部分については、そういう道路の維持管理、排水も含めてなのですけれども、行っていただければと思います。その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上、いろいろと今までも町道の改修工事、今後の整備の予定などを伺ってきましたが、それらもまた踏まえた上で次の質問に移らせていただきます。3点目の質問でございます。それでは、3番目の質問、その町道なのですけれども、町民から利用していない町道、もしくは道路用地などを売却してほしいなどの声があった場合の対応として、どのような町としての考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 一口に言えば、町道ということで民地も含めて買収をした用地で町道に認定した分をその隣接の地権者から売ってほしいという話は今までありませんし、僕らもそういう想定をしたこともないのが実情でございます。基本的には町道の売却は、行政財産でありますので、今現在いたしておりません。道路用地の売り払いにつきましては、町有地で道路路線でなければ可能ですが、この道路の設置には先ほども言いましたように数名の地権者がかかわっております。この数名が利用している場合の道路でございますので、そこが通っていないから売ってほしいという形の中でその人に売ってしまいま

すと、不利益をこうむる方が多くいらっしゃるということで、今のところ町道の売却、先ほども言いましたよう322キロございますけれども、売る考え等々は今考えていない。終末、一番最後の道路の端の部分があったとしても、そこには私有の山林、いろんな人の地権があるということもぜひ議員としてご理解を賜りたいというふうに思っております。以上です。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今の町長おっしゃることも大変理解させていただきました。本当におっしゃるとおりだと。いろいろと複数名の方々の権利というものも当然ございますので、その辺も理解させていただきました。そのような対応でいくという形で、私のほうもこれからも考えていきたいと思っております。

それでは、それとは全く別に次の質問に移らせていただきたいと思います。4番目の質問です。4番目の質問、町道の除雪体制のことについてお伺いしたいと思います。当然皆様もご承知のとおり、我々雪国ですので、冬となれば雪の除雪というものが道路については欠かせないものなのですが、この町道の除雪体制でございますが、除雪車の運転手のなり手不足、もしくは運転者の高齢化、熟練運転手の高齢化などが課題となっている中、今後もしろいろと町のほうで除雪の体制について、今後の管理、出動体制についてどのような考えをお持ちなのか伺いたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 本町の除雪体制につきましては、議員も十分ご承知のことと思っておりますけれども、まずは現状の除雪体制をご説明をさせていただきます。

町道の除雪路線数は約250路線、メーターにつきましては250キロを管理しております。281路線の322キロメートル町道があるのですが、このうちの250路線、250キロを町のほうでは管理しておりますし、各公共施設なり、福祉路線を実施し、町の除雪車両と民間からの借り上げ車両で、降雪状態によりますが、早朝からの始動でバス路線を最優先にし、除雪を行っております。また、議員のご指摘のとおり、なり手なり、運転手の高齢化が問題となっている中、町といたしましても町職員での除雪車両の運転は基本行っておらず、パトロール及び作業指示等の管理が主な業務でございまして、今年度から維持係を土木係に統合し、若い職員に業務が継承できるような分掌の見直しを行ったところでございます。

これらのことを踏まえ、今後の体制でございましては、現在のところは現状のままの除雪体制で取り組んでまいりたいと考えております。今後も除雪に関するさまざまな課題が生じるとは思いますが、他町村に引けをとらない除雪体制を行うよう努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 現状の除雪体制、私もある程度把握しておるつもりでございます。

そういう企業なり、民間というのでしょうか、そういうところに運転手を委託して、除雪業務を続けているということも十分承知しております。その体制を維持していくということなのですが、それでもいつかはやはり現状といえども、どこかここかでそこが厳しくなってくる部分があるのではないかなと私も考えております。それで、いずれは例えば民間に委託するとか、もしくは佐呂間にありますサロマ総合管理のほうに委託するとか、そのような考えがあるのかどうかということも含めて伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 今現状の体制をお話をさせていただきましたけれども、町内の中では4つのトラック関係の会社がございます、そちらのほうから除雪体制の基本でありますような部分で運転手の派遣をしていただく。町のほうでも経費の削減を含めてドーザーなり、さらにはダンプ等々の除雪専用の車も購入しているところでございますけれども、現状の体制、先ほども指摘のありましたように除雪車の運転手、これは町の部分は基本的には民間のほうに委託するということが今進んでおります。したがって、この運転手が不足で、トラック会社のほうも運転手が派遣できないよということになればその段階で考えますけれども、現状業として夏の間は砂利なり、さらにはビートの搬送、牧草の収穫等々は佐呂間町内の4つの企業でやっていただいておりますので、そういうものを踏まえて、今後その4つの企業が全部できないということになれば改めて検討をしようということでもありますけれども、今最後に指摘のありました管理協同組合、これはバスの運転業務が主でありますので、除雪体制というのは冬期間の11月から3月、4月までの期間については、管理協同組合に委託ということではなくて、今と同様に町と4つの企業の協定によって派遣をしていただく、こういう形で整理をしたいなと今現在は考えておることもお伝えをして、答弁とさせていただきますと思います。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） わかりました。今の管理体制ぜひ維持していただいて、町民の足、冬といっても当然除雪されて初めて道路というものを活用されるということでございますので、それらも含め今の体制を十分維持していただければと思います。それに含めて我々ももちろんできる限り本当に頑張らせていただきたいと思いますので、その辺もひとつよろしくお願いします。

それでは、除雪の体制についても伺った中で、次の5つ目の質問に入らせていただきたいと思います。5つ目の質問なのですが、これは子供たちに限らず町民全員を含めたことなのでございますが、子供たちの交通事故を避けるためということも伺いたいと思うのですが、理事者の皆様もご承知かと思っております。先月5月、滋賀県のほうで保育園児、幼稚園児でしたか、の列に車が突っ込んで、2人のとうとい幼い命が亡くなるという事故がございました。そして、それから本当に不思議なものと言うのも変ですが、そのような事故、園児の列、子供たち、児童たちの列に車が突っ込むというニュース、

報道が本当に連日のように多発しているのも現状かなと思います。それも含め、あと高齢者による交通事故、運転操作のミスなどいろんな部分も含まれているところなのですが、それらも含め特にスクールゾーン、町道にもスクールゾーンというものがあります。そこで、子供たちの交通事故を避けるために、そのような事故を防ぐためスクールゾーンの中にある町道、ほとんどがスクールゾーンは町道だと思うのですけれども、そちらの安全対策などに対してどのような考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） お答えをさせていただきます。

町道の安全対策につきましては、これまでも最近頻発している歩行者が巻き込まれる交通事故を受けての質問と考えておりますけれども、本町については冬期間の除雪等による維持管理面から通学路にガードレール、今質問の中ではガードレールの設置等々の話もあったところがございますけれども、今のところこのガードレールは冬期間の除雪等々もあることから設置する考えはありません。本町が指定しているスクールゾーンにつきましては、子供たちの通学利用の多い道道富武士佐呂間線の郵便局から高校まで、佐呂間富丘間のピッコロから嵐板金まで、佐呂間8線道路の保育所から町道30号道路交差点まで、佐呂間29号道路、国道333号、若佐小学校まで付近、浜佐呂間川沿い道路の小学校周辺を指定しておりますが、本町については交通規制のある道路となっておりません。このため登下校の時間帯においても車両が通行できることから、運転手への注意喚起としてスクールゾーン標識を60カ所ほど設置するほか、交通安全旗や横断歩道のある交差点には横断旗を設置し、注意を促しております。なお、スクールゾーン標識も古く、色あせていることから現在更新を進めており、本年においても15枚程度であります、更新を予定しているところでございます。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今対策として看板、スクールゾーンという標識ですか、その設置の更新を検討しているということなど、特にハードというのでしょうか、そういう設備の強化についていろいろと答弁いただきましたが、それ以外にも今度はソフトというのでしょうか、それこそ注意喚起、当然広報とかでもいろいろと町民の皆様には知らしめている部分はあると思うのですけれども、そういう部分でさらに例えば昔いました緑のお婆さんというのでしょうか、そういう方がところどころに立ってやっている。現在も交通安全期間とかというのは協力者の皆さんが街頭に立って、朝、帰り、いろいろと交通安全の啓蒙していると思うのですが、そういうソフト的な部分とえばいいのでしょうか、そういう部分でのこれからのますますの強化というか、そういうものを考えているかどうかを伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） この件につきましても高橋議員の前に何件かこういう子供たちを

交通事故から守るための要請の中で、幹部職員とも十分協議もさせていただいたところなのですが、これまでの間、ピッコロから嵐板金さんまでの町道の区間で西富の高齢者の方々、佐呂間の市街の高齢者の方々が町道から道道に向かって見守りも行っていたところなのですが、私もこの方々に協力を仰いでいただきたい強い思いがあったのですが、高齢の見回りの方々も一年一年、年とともに基本的には自分が見守られなければならないと、こんな部分もありまして、私のほうから自治会を通して高齢者の方々に伝えることが困難になったと、こういうことが判明したために、今現在は先ほども言いましたようにスクールゾーンということもございますので、そちらのほうにきちっと歩いて渡っていただきたい、こういう部分を学校のほうに指導もさせていただいております。高齢者の方々の見回りの方々、交通安全対策ばかりでなくて、不審者だとかいろんな事案の部分にも要するということをお願いをしたところなのですが、こういう事象、今言いましたように全ての方々が65歳までこれから働かなければならないということで、一線を終えた方にさらにこういう部分で立って協力をさせていただきたい、こういうことを私自体も頼むこともできないということもぜひご理解を賜りたいと思っています。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 2番。

○2番（高橋紀久君） 今町長からの答弁をいただきましたことも十分理解させていただきました、また私一議員としてもそうでございますけれども、一町民として今町長おっしゃったように高齢者の方々、高齢者に限らないのですが、のお手伝いを願って、交通安全の啓蒙をしていく。高齢者の方々だけに限らず、各企業、協力してくれる企業多々あると思うのです。それとか各団体、そういう部分に対しても、決して悪いことではないので、子供たちの安全を守るということに関してはすばらしいことだと思うので、そういうことにも協力してくれる団体というのもまだこの町にもいろいろとあると思います。そちらのほうにも理事者の皆様からもいろいろと声かけていただき、私も立場として当然そういう方々に声をかけて、こういう啓蒙活動を進めていければなと思っておりますので、そちらのほうも私の思いとして町理事者の皆様も理解いただければと思っております。

今まで5点ほどこの佐呂間の今後の町道の整備ということについて伺わせていただきましたけれども、冒頭にも私話しましたけれども、これからの社会、車社会、この町といっても公共の交通機関、ふれあいバスは当然ございますけれども、なかなかそういうものがない以上車というものは本当に生活の中で欠かせないアイテムの一つであるのかなと思います。その車がある以上は、それらを走らせる道路というものは必ず必要であり、それらの整備、人口が少なくなっていくとはいえ、なくてはならないものの一つでございますので、それらの整備も町民の皆様が利用しやすくなるよう理事者の皆様もいろいろご検討いただければと思っております。

以上、きょうもこの町、佐呂間をよりよくすることができるよう、今後の町道の整備のことについてということで質問、意見させていただきました。町民から私がいいただい

た意見を完全に全て伝え切れなかった部分も多々あるかと思います。しかしながら、今後  
もこの町、佐呂間の繁栄、発展のため、私高橋紀久も全力で取り組んでいく所存ござい  
ますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げ、以上私の一般質問を終わらせていた  
きます。

○議長（吉野正剛君） 以上で高橋議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般質問を続けます。

通告順でいきますと、2人目の質問者は但木議員の順番となりますが、本日は欠席のた  
め次の議員の質問に移ります。

9番。

○9番（三田真美君） それでは、通告をしてあります一般質問を始めていきたいと思  
います。

まず、1点目ではありますが、スター温水プールの冬期間の営業再開についてであります。  
近年温暖化に伴い、スキー場のオープン期間が短くなっていて、スキー少年団などの活  
動の場も確保しづらく、冬期間のスポーツにかかわる時間がだんだんと少なくなっており  
ます。少年団活動を考えると、水泳の少年団も近年活発であり、本町の今の子供たちの  
いろんなチーム事情を考えると、チームのスポーツも野球なんかの少年団も結構人数は  
いるようですが、なかなか外でやるスポーツも限られてきておりますし、スポーツ少年  
団として個々の能力が発揮できるというのは、やはり少年水泳団のような活動の場  
をもっと広げてあげることも必要なのかなというふうには思います。

前に道新のほうで武道館、温水プールの工夫を重ね、利用者数が回復したとあり  
ます。さまざまな努力をされていることがよくわかり、男性向けの講座や無料カ  
フェの開設などで18年度はスタート時の3万人に近づくように、あと一歩という  
ふうにとっても頑張っている様子が報道されておりました。私もこれを見て、  
すごいなと思っていたのですが、いろんな今のスポーツ施設のことを考えると、  
どうしてもここだけに集中してしまい、冬期間のスポーツのことを考えますと、  
スキー場の短い会期を考えたところでいろいろ経費もかさんで、また利用  
人数もちょっと低迷していたことから、冬期間温水プールのほうは閉鎖した  
らどうだろうということで現在はそのようになっておりますが、やはり健康増進  
を図っていくという観点からも冬期間も温水プールの再開をし、あけていただ  
ければなと思っております、そのお考えを伺いたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 三田議員のスター温水プールの冬期間の営業再開という質問に対して回答をしたいと思います。

議員ご承知のとおり、佐呂間町武道館温水プールスターは、平成6年に開基100年記念事業の一環として、町民の健康づくりに寄与できる施設、スポーツに親しんでもらう施設としてプール、武道館、トレーニングルームを併設した複合施設として建設され、以後多くの方に利用していただいております。昨年の施設全体の利用者は2万9,976人でありまして、施設を通年オープンしていた平成19年度2万1,862人と比較すると137%、プールだけで比較すると平成19年度は1万1,634人、平成30年度は8,837人、76%の利用者となっています。議員からもお話がありましたが、平成29年度に小学生を対象に水泳を通じた水中での運動能力の向上、健康な体づくりなどを図ることを目的に団体活動が始まり、本年度は小中学生、さらには一般の方も会員として活動を継続されており、団体活動以外での利用にもつながる温水プール活用の相乗効果が生まれております。

議員ご質問のプールの利用期間につきましては、行財政改革に取り組む中、開設期間や開館時間、職員の配置などの見直しを行い、運営経費を縮減するため、議会とも相談させていただき、平成20年度より通年での利用を断念し、5月から10月までの6カ月間の利用としたものであります。当時もこの開館期間の見直しの際に議会及び住民の皆さんに説明させていただきましたが、この施設は健康管理や運動指導に最も有効な施設であり、開館期間を現在の期間にした後も保健福祉課等とも連携し、その有効活用に努めているところであります。町としては、プールが利用できない冬期間においても、町民の健康増進や体力の維持向上のために武道館やトレーニングルーム、ランニングコースを利用した事業や個人事業の支援の拡充に努めてきたところであります。この施設には現在職員が2名常駐し、施設の管理や住民の皆さんのニーズに応じた事業の展開をしております。プールを開設している期間は、水泳を初めとしたプールを利用した事業を中心に実施するとともに、安全、安心のための業務に重点を置き、施設運営を行い、プールを開設していない期間は屋外での運動に限られる期間でもあり、多くの町民を対象として陸上での運動プログラムに特化した形で事業展開を行っております。冬期間健康プログラムとして、小学生を対象とした子供運動教室、中高齢者向けにらくらく健康体操、施設利用者の交流促進事業としてらくらく健康カフェ「なごみ」などを開設するとともに、武道館の空き時間を有効に活用するため親子の遊び場としての提供や平成30年度からは卓球台を配置し、新たな利用者の掘り起こしを図ることにより、新聞報道でも取り上げられましたが、利用者増につながってきたところです。

また、平成28年度に開設期間に関するアンケート調査を実施、集計結果を受け、平成29年6月の全員協議会においてもご説明いたしましたが、開設期間5月から10月について適正か否かの考えをお聞きする設問に対する適切であるとの回答が全体の62%となっており、さらに温水プールを利用したことがあるという世帯中約60%が、温水プール

を利用したことがない世帯中約68%が現在の開設期間が適当であるとの回答となっていたことから、現状の開設期間とさせていただいたところであります。

平成20年度に開設期間を短縮してからこの11年間、夏期は温水プールにおける事業、先ほど説明いたしました、屋外での運動に限られる冬期は陸上での健康運動に関する事業を中心に事業展開を行ってきました。この夏期と冬期の事業展開のメリハリにより、全体的に利用者の増につながったものと考えております。今後とも現状の開設期間を維持させていただき、町民の体力、健康づくりの場として、町民の皆様の体力増進、健康増進のため、社会教育を担う職員全体で利用者のニーズに合った事業展開を図り、内容の充実と利用しやすい環境づくりに努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） ただいま教育長より温水プールの営業の再開については、現在の5月から10月ということで適当ではあるのではということの答弁をいただきました。

もちろんアンケートの結果ではそういうふうになん十何%の方が適当というふうにおっしゃっているというか、そういう回答をいただいたようではあります、先ほど言われていたように団体活動、水泳の団体活動、ここには一般の方も結構入っていらっしゃるということで、親子でやっている方もいるということでもありますが、教育長がおっしゃられたら、体操とか陸上でのいろんな事業を行うことで利用者が回復してきたということはもちろんあるのだと思いますが、パークゴルフ場の利用者も今減っていることから、そういう意味では一生懸命やっている活動、水泳だけと特化するわけにはいかないというのも重々わかりますけれども、一般の人からもその水泳の団体活動をしている人からもせめて5月から10月だけではなく、もうちょっと開館時間を半年ということではなく、3カ月ぐらい休んで温水プールのケアをできる期間は当然必要だとは思いますが、もうちょっとオープンの間を延長するというようなお考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） ただいまのご質問でございますが、その団体でございますが、その団体は少年団には登録してはおりません。それで、その団体の中には大人の方は1名ということでございます。そして、もしそういう方を対象に例えばその期間2カ月なり、3カ月延長した場合でございますが、多くの場合は一般の方の利用の増は見込めないというような、その特定のコースを利用する方の増しか望めないというような結果になるのではないかなというふうに感じております。

そして、今言いました営業の延長ということになります、冬期の事業展開は1月からが中心というふうになります。利用が増加する1月からの事業の展開を行うためにも、プールの閉鎖後の11月、12月がその事業展開の準備期間というふうになります。現在の職員体制の中では最低限必要な期間であるということになりますので、もし延長した場合

については、ほかでのそういうトレーニング利用者に対しての今組んでいるプログラム等が実施できないというようなことになるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） その運営に当たっては、今2名体制ということですので、6カ月間で準備期間もいろいろあるので、1月からのその事業に向かってということでありました。確かに2名であればいろいろ大変な部分は出てくるのだとは思いますが、せっかく18年度は2万9,976名ということで、もう少しで3万というような数字も目標とすれば全然かなうところにきておりますが、今後については2名体制を例えば3名にするとか、私たちの町としては町立診療所もあり、町民の健康を守っていくということを考えて、そこも大事な部分でやっておりますが、その前に病気にならないように冬期間らしく体操とか、卓球台を置いたりとか、いろんな工夫を重ねてこの利用者数だとは思いますが、今後はいつまでも2名体制ということではなく、3名にしながら若い子の指導者をまた育てていくとか、そういうようなお考えは今後についてはあるのか、ないのか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 三田議員もご存じのとおり、町民もどんどん減少していくという中であって、今の利用者が最大だというふうに思っております。今後これ以上伸びていくようなことがあれば考えなければいけないということは当然であります。恐らく現状のまま推移するということになるのではないかなというふうに推測されますので、2名体制で今までどおりやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 利用者が今後ふえていけば、また考えていくということでありませう。何とか19年度はまずは3万を超えられるようなことで、たくさんの町民が利用できるような事業展開を今後もしていただきたいと思います。

次に、2番目に入らせていただきます。登下校時の児童生徒の安全の確保についてであります。先ほど高橋議員もスクールゾーンの話をしておりまして、多少何かダブるところも出てくるかもしれませんが、私なりに私の観点にお尋ねしたいと思います。

役場の前の旧豊田宅も更地になり、スクールゾーンとしては役場の庁舎から見るととても見やすく、車や歩行者には安全が増したように思います。しかしながら、児童生徒の登下校の際に、時々歩道から飛び出して横並びで車道に出ていたりとか、そういうのをたまに見受けられます。1年生のうちは、もう完璧に手を挙げて横断歩道を渡るとか、きちんと右左見て、また右を見てとか、いろんな指導が最初のころは徹底されているのですが、やはり2年生、3年生ぐらいになると、だんだん自分たちがおしゃべりしていることに夢中になってはみ出てしまったりとか、横並びでみんな何か騒ぎながらとか、当然

そういうことは子供なので、しょうがないところもあるのかもしれませんが、安全指導の強化、先ほども高橋議員も言われていたように交通事故というのは予期せぬ出来事ではありますが、なるべく安全性を保ちながら、登下校についてはどういうふうにして歩道を歩いていくかとかという指導も1年生だけではなく、ほかの子たちにもしているのかも含め、現在どのような指導をしているかを伺います。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） 議員もご承知のとおり、先ほど高橋議員が質問されておりましたので、内容については十分理解していると思っておりますが、5月に神奈川県川崎市などでそれぞれ登校中の児童等が巻き込まれ、死傷者が出るなど痛ましい事件、事故が多発しております。報道を見るたびに私自身もやりきれないという思いになっております。子供たちは、交通ルールを守り、きちんと歩道を歩いている中での事故であったり、並んでバスを待っているときに事故に遭うなど、教育現場としてはどう指導していいのかわからないとか、単に交通ルールを守りましょうということでは残念ながらこのような事故を防ぐことは不可能なことだというふうに思っております。

さて、議員ご質問の児童生徒の登下校の安全確保のため、どのような指導を行っているかということですが、本町でも子供たちを交通事故等から守るため、機会あるごとに交通安全に関する指導を行っております。例えば佐呂間小学校では、歩き方の注意事項として広がって歩かない、交差点では左右を確認する、飛び出さない、自転車の注意事項では時々保護者と自転車の点検をする、暗いときはライトをつける、スピードを出さない、歩道で自転車を乗るときは歩行者に気をつけるとしており、本年度は4月23日に低学年を対象に実際の道路や信号機を使つての歩行指導、高学年には正しい自転車の乗り方の理解や年齢に応じた交通ルールを学ぶ交通安全教室を警察の方も招いて実施し、通学はもちろん日常の交通安全についても指導をしております。

また、佐呂間中学校も同様に徒歩による登下校については、通学路は基本的に大きな通りを利用する。歩道のある通りでは歩道を使用し、歩道のない通りでは白線の外側、縁石側を通行する。横断歩道を使い、道路を横切らない。横に広がって歩かないなどとしており、自転車通学についても年度当初に全学年を対象に乗り方や通学の注意事項の指導を行うとともに、今後も内閣府が作成しています中学生、高校生向け自転車安全講座のテキストや自転車事故に関する事故賠償の例などの具体的な資料を用いて指導を強化することとしています。

このように小中学校とも横並びで歩かないことを共通として指導しているところであり、さらに各学校では児童生徒の登下校に際して交通事故等を防止するため、学校ごとに通学路の安全点検を行うとともに、危険と思われる場所については通学ルートを変更したり、個々の通学方法の指導を行うなどして安全の確保に努めているところではありますが、今般発生いたしました川崎市などの事件、事故を受け、5月、6月の定例校長会議、教頭会議においてこの事例を説明し、具体的な注意をするよう指示したところでもあります。また、

児童生徒登下校の安全対策に係る地域住民への児童生徒の通学路の見守りについて教育委員会、校長の連名で自治会に対して回覧文書を出したところであります。今後も学校、家庭、地域が一体となって子供たちを見守ることができるように安全対策の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 今教育長の答弁の中でもありましたように、地域、家庭、学校の連携が必要だということでありました。私もそう思います。今度コミュニティスクールということも入ってくることもありますので、その3つの連携はなくてはならないものだというふうに思っております。

しかしながら、先ほど高橋議員のときの町長の答弁の中でも見守り隊の人たちが高齢化をしていて、なかなか見守ってもらえるような状況ではないというようなことも考えますと、もちろん交通事故もあります。安全ということを考えてと不審者が出るとか、そういうようなことも多分登下校時の安全ということになると思います。そういうふうに考えますと、役場からピッコロのところから嵐板金のほうまでのスクールゾーンはだんだん見やすくなっておりますし、交通量もここが道道が走っていることもあるので、多少はいろいろな人の目が合って、余り危険なゾーンではないなというふうには多少は思うのですが、なかよしトンネルがあります。佐呂間小学校でいえばなかよしトンネルのところから出てくる子供たちが物すごく多いのです。結構あそこから出てきて、上に上がっていたりする子もいて、真っすぐ来て、そのまま帰る子もいるのですけれども、佐呂間町の場合何せ防犯カメラみたいなものが全然なくて、それをつけたからといってなかなか管理とかはできないだろうというようなお話でありましたが、なかよしトンネルみたいなところの地域だとひとり暮らしの高齢者の方も多くて、なかなか地域の人たちが外に出て見守れるというような状況も今のところ、だんだん子供を見守れるという状況では地域力を発揮したくてもできないところもあるのではないかなというふうに思います。安全確保というのは、交通事故だけではなく、そういういろんな事故や事件に巻き込まれないようなことも少しずつ町で考えていかなくてはいけないと思いますが、そういう意味ではそういう人の目の届かないようなところに防犯カメラ等を設置する考えがあるのか、ないのか。以前にもお尋ねしたと思いますが、もう一度お尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（吉野正剛君） 教育長。

○教育長（仲川倫則君） ただいまのご質問でございますが、先ほど町長も答弁いたしました、子供たちを見守るボランティアの担い手の高齢化などにより、見守る活動が課題というようなこととお答えをいたしました。それにかわる防犯対策で防犯カメラということですが、これにつきましてもさきの報道によりますと、現在国のほうでそういうものも有効ではないかというようなことも言われております。今後国のほうから設置に対してもしかすると補助が出るだとか、そういうようなことが出てくれば本町としても考

えたいというふうに思いますが、現状では今のところは考えてはいないと。今後の国からの通知だとか近隣の町村の状況などにより考えていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 教育長の答弁で国からそういうものの設置の指導が来たら、もちろんいろんな部分で補助など出て、つけられればいいなというふうに思います。国も今回いろんな事件があったので、子供たちをどうやって守っていくかということでは物すごく一生懸命、交通事故のほかにも不審者がいて、いろんな事件もありますので、そういう意味ではそういう方向に少しずつなっていってほしいなというふうに思います。それも踏まえまして、3番目の児童相談所の連携についてというところに入っていきたいと思います。

先日の札幌の2歳児の衰弱死についてであります。保護者の育児放棄、また虐待等があり、悲しい報道であって、心を痛めているところではあります。児童相談所への相談件数の増加や人員の配置が少ないことによる対応のおくれ、48時間ルールとかはあるのですが、なかなかそれが現実的に守られている部分もあるし、守られていないところもあったようです。そういうことを考えると、これから子供のいろんなものの対応がおくれないかということを願うばかりであります。本町にはもちろん児童相談所がなく、児童相談所は全道で8カ所ということだったと思いますが、児童相談所は変な話もともといろんな育児に関する相談をしたりとか、そういうようなところでもありますので、小さな子供がいると相談に行けなかったりとかということもともとどういうふうになっているのだろうかというふうに思っておりました。もちろん健診のときに保健師さんにうちの子なかなか太れないのだけれどもとか食が細いのだけれどもとか、いろんな相談をされる方もいるのかもしれませんが、もっと込み入ったことになるとなかなか顔見知りの人に相談できないということも保護者にとってはあると考えると、なかなか遠いところには相談に行けないということがあって、いろんなストレスをため込んで、いろんなことが起こるといったことがちょっと心配されると思います。今回のようなことが起きないことを間違いなくそういうふうにしていただきたいと思いますが、本町での現状について、また本町としては児童相談所とのどのような連携を図っているのか伺いたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 児童の虐待につきましては、ことし1月から児童の虐待事件が全国的に報道されるなど大きな社会問題となっている中、6月に入り、三田議員からの質問にもありますように北海道の中で痛ましい事件が発生して、再発防止に向けた対策が今求められているものでございます。

児童虐待に関しましては、児童福祉法で位置づけられました児童相談所が専門機関となりますが、都道府県及び指定都市等において設置されており、オホーツク管内の市町村を管轄するのは北海道北見児童相談所になります。児童相談所は、児童虐待の対応だけでなく、非行相談や子供、子育てに関する専門的な知識を要する相談、心理学的な判定など児

童に関して幅広い相談に応じる機関であり、対象家庭が居住する市町村と連携を密にしての支援業務となっております。

今般の児童虐待事件につきましては、児童相談所の対応について指摘する報道がなされており、地元で児童相談所がない佐呂間町においての体制について議員も危惧されているとのお質問とお察しいたしますが、本町では児童福祉法によって市町村での設置が努力義務規定として位置づけられております要保護児童対策協議会を平成22年に設置しており、北見児童相談所や遠軽警察署、町内の小中学校など13機関によって検討すべき事案が発生した場合に支援方を協議しております。また、北見児童相談所では、市町村に出向いての児童相談担当職員の研修を開催し、佐呂間町においてもことし1月30日に佐呂間コミュニティセンターにおきまして保健福祉関係職員、保育所、教育委員会、小中学校の教職員を対象とした児童虐待の初期対応についてケース事例のグループ討議を交えた実践的な指導、支援を行っていただいております。

児童虐待の防止に向けての町民周知につきましては、毎年11月の広報サロマにおきまして虐待の定義と通報先として第1に保健福祉課への電話番号を、次に北見児童相談所の電話番号を周知しておるものでございます。

児童虐待の対応につきましては、通報等によって事案を受理した後、速やかで適切な初動が重要なポイントになりますので、各組織が随時情報を共有して、連携した支援体制を整備しているのが現状でございます。このほか都道府県、佐呂間町以外に居住している方がそういう事案を抱えた場合は、佐呂間町にも住所を求めた場合は、佐呂間町でそちらのほうからも情報を共有しながら対応しておること、さらに真つすぐ遠軽警察署等々に通報した場合におきましてもそちらのほうから、個人的な情報という部分があるのですけれども、先ほど言いました要保護児童対策協議会にかけて対策をとっていることもお伝えをして、答弁とさせていただきますと思います。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 今答弁をいただきました。児童相談所が抱える1人当たり相談が年間平均121件というのは相当で、人数の配置も少ないことから、非常に大変な立場に今置かれているという実情もわかります。

今町長が言われたように13機関でいろんなことを連携しながらやっているというお話をいただきました。現状としては、佐呂間から通報があったとか、そういう話はもしかしたらできないのかもしれませんが、保健福祉課がする健診などで保健師さんがちょっとこれ大丈夫かしらと思うようなときとか、例えば民生委員さんがあそこのうちよく子供泣いているよという話をご近所から聞いたりとか、そういう場合については北見にある児童相談所に一応こういうことがありましたというようなことを相談しているのか、全くそういうことがないのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（武田温友君） 虐待があった場合の市町村から児童相談所への連携というようなご質問としてお答えをしたいと思います。

児童福祉法によりまして児童虐待と、あと要保護児童ということで、児童虐待だけではなく、いろいろと非行などの児童も含めた場合で、そういった児童を発見した場合には、児童福祉法によりましてこれを市町村、または児童相談所に通告しなければならないという決まりになっておりまして、市町村ということで位置づけられているところでもあります。

市町村としましては、その通告を受けた場合において、町長のほうで説明しました要保護児童対策協議会の中で町内の関係機関を含めた中でその支援の方向性を出しまして、必要であると認めたときには児童相談所に送致することというようなルールが定められておりまして、この送致という部分につきましては送り届けるという意味でありますけれども、実際に北見の児童相談所まで児童を送り届けるという部分と、あと文書で正式にその内容について報告するというような部分も送致というような形になっております。佐呂間町の実績でいきますと、平成30年度でこの送致ということで対応したケースはゼロ件であります。ただし、家族などから町を通さずに直接110番通報などがありまして、警察が初動しまして、警察はすぐ児童相談所のほうと連携をとった中で一時保護に至ったというようなケースも佐呂間町でも過去にはあります。そういった場合でも事後的には佐呂間町にも連絡が来ることになっておりますし、乳幼児健診ですとか子育てに悩んでいるお母さんの相談であったり、3カ月健診の中ではそういった虐待に関する母親のリスク要因をアンケート調査で把握するなどの対応をとっておりまして、その中で養育問題などいろいろと課題のある親のケースにつきましては、佐呂間町のほうから相談という形で児童相談所のほうと連携をとりまして、一緒になって訪問をかけていったりというようなことで対応しているということでありまして、この虐待に関しましては町としましては厚生労働省からの市町村子ども家庭支援指針というようなガイドラインの中で専門的な知識を有する児童相談所の対応と、あと地元の町としての対応というような区分の整理をした中で町としても対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 今課長から答弁をいただきました。細かいことが見えてきたので、今後本町からは絶対そのような犠牲者が出ないことを祈り、ますます児童相談所や関係機関の人たちと連携をとりながら、そういう事例を本町からは絶対出さないようにしていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉野正剛君） 三田議員の一般質問を終わります。

以上で通告のあった質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案第4号

○議長（吉野正剛君） 日程第7、議案第4号 佐呂間町小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経済課長。

○経済課長（菊地秀喜君） 議案第4号 佐呂間町小規模企業振興基本条例の制定について。

（朗読部分記載省略）

次ページです。次ページ、条文の読み上げを省略し、資料8により条例案の要旨をご説明いたします。本条例案は、小規模企業振興基本法の制定に基づき制定を求められているものであり、小規模企業の成長発展と事業の継続的発展により地域経済の活性化を推進し、もって町民生活の向上を目的としております。

本条例案は、第1条から第11条までの条文となっております。第2条では、本条例において対象となる小規模企業及び商工会を定義しております。

第3条では、地域経済と雇用を支える小規模企業の振興のため、その自主性を尊重した上で、町は国、道、関係団体と連携して施策に取り組むこととしております。

第4条では、基本的施策として経営の安定と経営基盤の整備、人材育成と雇用の安定、新事業の創出と起業支援、事業の承継、資金調達の円滑化など6項目を示しております。

第5条では、町の責務として小規模企業の振興施策を総合的に作成し、実施するものとし、加えて小規模企業が地域住民の生活向上に寄与していることへの住民理解を深めるよう努めるものとしております。

第6条では、小規模企業の役割として経営基盤の強化や経営革新に努め、商工会等関係機関と連携を深め、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとしております。

第7条では、商工会の役割として小規模企業の経営向上改善に努めるとともに、町が実施する小規模企業振興施策の実施に協力するものとしております。

第8条では、金融機関の協力について定めております。

第9条では、町民は小規模企業の役割を理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとしております。

第10条では、施策実施のため必要な予算措置を講ずるよう努めるものとしております。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、佐呂間町小規模企業振興基本条例の要旨の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 佐呂間町小規模企業振興基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第5号

○議長（吉野正剛君） 日程第8、議案第5号 佐呂間町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経済課参事。

○経済課参事（林 洋樹君） 議案第5号をご説明申し上げます。

議案第5号 佐呂間町森林環境譲与税基金条例の制定について。

（朗読部分記載省略）

それでは、提案理由をご説明申し上げます。別冊の議案関係説明資料、条例規約関係資料番号9、佐呂間町森林環境譲与税基金条例制定の要旨をごらんください。この条例の趣旨でございますが、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が創設、施行され、本年度から森林環境税を財源とした森林環境譲与税が譲与されることとなっているところです。この譲与税は、間伐や路網などの森林整備、公益的機能に関する普及啓発などの費用に充てることとなっており、それらの施策の財源として積み立てし、また納税者への説明責任を果たす観点から、その実績をわかりやすく公表できるよう事業の執行と財源管理を行うため基金を設置するものであります。

次に、主な制定内容でございますが、第1条は、条例制定の目的について規定しております。

第2条は基金の積み立て額について、第3条は基金を使用できる経費やその処理について、第4条は基金の管理方法について、第5条は基金運用から生じる収益などの処理について、第6条は基金の繰りかえ運用ができることについて、第7条は本条例のほか必要な事項は別に定めることについて規定するものです。

なお、附則においては、本条例の施行期日について規定しております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 佐呂間町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第6号

○議長（吉野正剛君） 日程第9、議案第6号 佐呂間町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） それでは、議案第6号をご説明いたします。

議案第6号 佐呂間町税条例等の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

別紙、新旧対照表の朗読は省略させていただきまして、提出しております資料番号10、佐呂間町税条例の改正の要旨によりご説明をいたします。まず、改正の根拠であります、平成31年度の税制改正大綱に基づく地方税制の改正は、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化等の観点から住宅に対する税制上の支援策を講じるとともに、地方の安定的な財源を確保しつつ、環境性能割の導入を契機に車体課税の見直しを図り、またふるさと納税制度の健全な発展に向け、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫することで地域活性化につなげるため制度の見直しを図る。さらに、子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置等の整備を行うとするものでありまして、これにより地方税法等の

一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令がそれぞれ平成31年3月29日に公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため佐呂間町税条例においても一部を改正するものでありますが、その中で改正法等の施行期日が平成31年4月1日及び令和元年6月1日であります。ふるさと納税制度の見直し、住宅ローン控除の期間拡充及び軽自動車税の税率の特例等に係るものについては、3月31日付専決処分させていただき、さきの第1回臨時会においてご承認をいただいたところであります。それ以外の法の施行期日が本年10月1日以降に係る改正について今般ご提案させていただくものであります。

それでは、条例の主な改正内容をご説明いたしますが、改正箇所については新旧対照表と照らし合わせていただき、ご確認いただきますようお願いいたします。本改正条例であります。軽自動車税における段階的な改正、また過去における一部改正条例2件の改正となりますことから、第1条から第4条までの条建てによる改正となります。

まず、第1条は、佐呂間町税条例の改正であります。最初に個人町民税にかかわるものとして、初めの(1)は条例第36条の2、町民税の申告の改正であります。申告書記載事項の簡素化として、前年に支払いを受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が提出する個人の市町村民税に係る申告書において記載事項の一部を施行規則に定めることにより一定の記載ができるとする規定を加えるもので、新たに第7項として追加し、第7項以降を1項ずつ繰り下げるものであります。

次に、(2)、条例第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の提出でありまして、給与所得者における単身児童扶養者の扶養親族申請書への記載事項を追加するものでありまして、見出し中の扶養親族申告書を扶養親族等申告書に改め、第1項に新たに第3号として追加し、現行の第3号を繰り下げるものです。

次の(3)は、条例第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正でありまして、年金受給者における単身児童扶養者の扶養親族申請書への記載事項を追加するものでありまして、見出し中の扶養親族申告書を扶養親族等申告書に改め、第1項に新たに第3号として追加し、現行の第3号を1号繰り下げるとともに、同条中において法改正による条項ずれ及び条文の整理を行うものです。

次の(4)は、条例第36条の4、町民税に係る不申告に関する過料の改正でありまして、先ほどの(1)でご説明した条例第36条の2の改正による条文中の項ずれ及び字句の整理を行うものです。

次に、軽自動車税に係る改正であります。参考として枠内に需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減として載せておりますが、消費税率引き上げに伴う対応として、特定期間とする令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用乗用車について環境性能割の税率を1%軽減するものでありまして、次のページの初めの(1)、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、地方税法第451条

第1項に規定する環境性能割の税率100分の1の車両について特定期間に取得されたものについては、環境性能割を非課税とする規定を新たに追加するものです。

次の(2)は、附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例でありまして、先ほどの附則第15条の2を追加したことによる条ずれを改め、新たに地方税法の改正による環境性能割の賦課徴収の特例に係る3項を追加するものでありまして、まず第2項として北海道知事が法の適用車両の該当区分を判断するに当たっては、国土交通大臣の認定等に基づくとする旨の規定を、第3項として不正の手段により国土交通大臣より認定を受けた税率適用区分の認定取り消しによって納期限後に環境性能割に不足額が生じた場合の適用に係る取り扱い規定を、第4項としてたゞいまの第3項の規定の適用において不足額に100分の10の加算金を付する規定をそれぞれ追加するものでございます。

次の(3)は、附則第15条の3、軽自動車税環境性能割の減免の特例の改正でありまして、道条例の改正に合わせ、減免対象は道における自動車税の環境性能割の減免の例によることを条文中に加えるものであります。

次の(4)は、附則第15条の3の2、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例の新設であります。環境性能割に係る非課税、課税免除及び減免について北海道が自動車税環境性能割の例により行う根拠を新設するものでありまして、第1項として日本赤十字社が所有する軽自動車等の環境性能割の非課税については、道条例に定める自動車に相当するものとして町長が定める軽自動車とする旨の規定を、第2項として第1項の非課税の手続等については、道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による規定を新たに設けるものであります。

次の(5)は、附則第15条の6、軽自動車税環境性能割の税率の特例でありまして、地方税法第451条第2項に規定する環境性能割の税率100分の2の乗用車両について、特定期間に取得されたものについては環境性能割の税率を100分の1とする規定を新たに追加するものです。

次の(6)は、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の改正でありまして、重課の規定の整備と軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するものであります。1段階目の改正については、3月31日付専決処分で行っておりまして、この第1条の改正では2段階目の改正でありまして、平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に初回車両番号の指定を受けた軽自動車の令和2年度分の軽課及び令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に初回車両番号の指定を受けた軽自動車の令和3年度分の軽課の読みかえ規定を追加するものであります。第2項では地方税法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる軽自動車に対する75%の軽減規定を、第3項では地方税法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる軽自動車税に対する50%の軽減規定を、第4項では地方税法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる25%の軽減規定を新たに定めるものです。

次の(7)は、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についてであ

りますが、新たに地方税法の改正による種別割の賦課徴収の特例に係る3項を追加するものでありまして、第1項として北海道知事が法の適用車両の該当区分を判断するに当たっては国土交通大臣の認定等に基づくとする旨の規定を、第2項として不正の手段等により国土交通大臣より認定を受けた税率適用区分の認定取り消しによって納期限後に種別割に不足額が生じた場合の適用に係る取り扱い規定を、第3項としてただいまの第2項の規定の適用において不足額に100分の10の加算金を付する規定を新たに追加するものです。

次に、次のページ、第2条、佐呂間町税条例の改正であります。まず個人町民税に係るものとして、(1)、条例第24条、個人町民税の非課税の範囲において単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加する改正であります。参考として枠内に子供の貧困に対するための個人住民税の非課税措置として載せておりますが、子供の貧困に対応するため児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずるものでありまして、第1項第2号において現行の対象範囲であります障がい者、未成年者、寡婦、または寡夫に単身児童扶養者を追加するものであります。なお、単身児童扶養者とは、参考の最後に対象の追加として記載しておりますが、児童扶養手当の支給を受けている児童の父、または母のうち現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死が明らかでない者が該当することとなります。

次に、軽自動車税に係るものであります。 (1) は附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例に第5項を追加するものであります。軽自動車税のグリーン化特例の3段階目の改正であります。令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に初回車両番号の指定を受けた軽自動車の令和4年度分の軽課及び令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に初回車両番号の指定を受けた軽自動車の令和5年度分の軽課を対象として、地方税法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる軽自動車の電気自動車等に関し第2項の表の75%の軽減規定を適用するもので、これまで適用となっております50%軽減、25%軽減については廃止となるものであります。

次の(2)は、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例であります。ただいまの附則第16条に第5項を追加したことにより条文中の字句を改めるものです。

次に、第3条、佐呂間町税条例の一部を改正する条例(平成29年条例第4号)の一部改正であります。平成29年改正条例における第1条の2を改正するものでありまして、附則第15条の6は規定の整備でありまして、条文中の字句を整理するものであります。また、附則第16条において軽自動車税の重課に係る規定を整備するものです。

次に、第4条は、佐呂間町税条例の一部を改正する条例(平成30年条例第14号)の一部改正であります。まず(1)、平成30年改正条例における第1条の改正でありまして、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び通信回線の故障、災害等による場合の宥恕措置について新たに規定するもので、条例第48条に第13項から第17項として5項を追加するとともに、その他所要の規定の整備を行うものです。

また、この5項の追加によりまして、次の(2)、平成30年改正条例における附則第1条第4号条文中の第3項を第8項に改め、次の(3)、平成30年条例附則第2条第3項条文中、第12項を第17項に改めるものです。

以上が改正の内容であります。

なお、附則第1条で本条例の施行期日を令和元年10月1日とするものでありますが、第1号で第3条及び第4条の規定については公布の日から、第2号で第1条中の条例第36条の2における改正規定並びに第36条の3の2の規定、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定は令和2年1月1日、第3号で第2条中の条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定は令和3年1月1日、第4号で第2条におけるただいまの第3号に掲げる改正規定を除く部分及び附則第5条の規定は令和3年4月1日をそれぞれ施行期日とするものです。

また、町民税に関する経過措置といたしまして、附則第2条第1項で附則第1条第2号に掲げる改正後の佐呂間町税条例、この条において2年新条例と申しますが、この第36条の2第7項の改正規定の適用において施行日前に個人町民税に係る申告書を提出した場合及び施行日以後に令和元年度分までの申告書を提出する場合については、なお従前の例とする規定を、第2項で2年新条例第36条の3の3第1項第3号に係る部分の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払いを受けるべき条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する規定を、第3項で2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する規定を、また附則第3条で附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の佐呂間町税条例第24条第1項第2号に係る部分の規定は令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によることをそれぞれ規定するものです。

また、軽自動車税に関する経過措置として、附則第4条第1項で附則第1条に掲げる規定による改正後の佐呂間町税条例、以降新条例と申しますが、この規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる施行の日以後に取得された軽自動車に対して課する環境性能割について適用する規定を、第2項で新条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は令和2年度以後の年度分の種別割について適用する規定を、また附則第5条で附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の佐呂間町税条例の規定は令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例によることをそれぞれ規定するものです。

以上が佐呂間町税条例の一部を改正する条例の提案理由と改正の要旨であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 佐呂間町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第7号

○議長（吉野正剛君） 日程第10、議案第7号 佐呂間町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中村直樹君） 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号 佐呂間町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

（朗読部分記載省略）

別紙、佐呂間町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表の朗読を省略させていただき、提出議案関係説明資料、資料番号11の佐呂間町国民健康保険税条例改正の要旨によりご説明をいたします。今回の国保税条例の改正につきましては、平成31年度税制改正大綱において国民健康保険税課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充が盛り込まれ、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布、平成31年4月1日に施行されたことによるものと、平成30年度の国民健康保険制度の改正によりこれまで保険税軽減のため実施してきた一般会計からの繰入金の解消と全道的な保険税の平準化のため4方式から3方式への課税方式の変更が求められていることから、北海道が市町村ごとの医療水準と所得水準に応じて示す標準保険税率を参考に段階的に本町国民健康保険税条例についても改正していくものです。

改正の内容は、(1)、国民健康保険税限度額及び軽減措置判定基準の引き上げにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令により、国民健康保険税限度額については基礎課税分を3万円引き上げ61万円に、軽減措置の判定基準については被保険者数に乘ずる金額を5割軽減で5,000円引き上げ28万円に、2割軽減では1万円引き上げ51万円とするものです。関係条項については、第2条第2項の基礎課税額58万円を61万円に、同じく第21条第1項中の基礎限度額につきましても58万円を61万円に改めます。同項第2号における軽減措置判定基準額27万5,000円を28万円に、同項

第3号においては50万円を51万円に改めます。

(2)の保険税率の改正につきましては、全道的な保険税の平準化を図るため法定外一般会計繰入金金を解消するとともに、課税方式を4方式から3方式へ移行させるため、所得割、資産割、均等割について税率等の見直しを行うものです。一般会計から保険税の軽減を目的とする法定外繰入金金を実施している市町村については、法定外繰入金金を行った翌年から6年間で解消するよう道に計画書を提出することになってはいますが、本町においては30年度は前年度からの繰越金があったことから、軽減目的の繰り入れは実施していませんが、本年度については約3,000万円の繰入金を予算化していることから、急激な増とならないよう本年度から段階的に改正していくもので、資産割を毎年減額し、所得割へ移行するとともに、標準税率に近づけるための増額です。関係条項は、第4条から第9条、第21条第1項各号になります。

資料2ページ目に国税税限度額、軽減措置判定基準、税率等の現行と改正後の率及び金額を記載しています。現在基礎課税分、後期高齢者分、介護納付金分を合算した所得割率は7%、資産割率は25%となっていますが、令和8年度に資産割をゼロとし、所得割は標準税率の12%を参考に段階的に引き上げます。均等割については、基礎課税分と後期高齢者分について令和4年度まで500円ずつ引き上げを予定しています。本年度については、基礎課税分の所得割は据え置き、第4条、基礎課税分の資産割16%を2.5%引き下げ13.5%に、第5条、均等割額は500円引き上げ、2万8,000円を2万8,500円に、第6条、後期高齢者分所得割率1.2%を0.3%引き上げ1.5%に、第7条、後期高齢者分資産割率6%を1%引き下げ5%に、第7条の2、後期高齢者分均等割額は500円引き上げ、7,000円を7,500円に、第8条、介護納付金分所得割0.8%を0.2%引き上げ1%に、第9条、後期高齢者分資産割率3%を0.5%引き下げ2.5%とします。

次のページの均等割額、平等割額の軽減措置につきましては、均等割額の改正に伴い所得区分ごと均等割額も改正が必要となり、基礎課税分と後期高齢者支援金分についてそれぞれ7割、5割、2割の額とすることから、第21条第1項各号においても改正するものです。

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。

これらの件につきましては、5月28日開催の国保運営協議会において原案どおり承認するとの答申を得ております。

ご説明は以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 佐呂間町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長(吉野正剛君) 日程第11、議案第8号 佐呂間町総合介護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(斎藤 博君) 議案第8号をご説明いたします。

議案第8号 佐呂間町総合介護条例の一部を改正する条例制定について。

(朗読部分記載省略)

別紙、佐呂間町総合介護条例の一部を改正する条例新旧対照表の説明は省略し、提出しております説明資料12により説明をいたします。資料12をご照覧ください。今回の総合介護条例の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による低所得者の第1号被保険者の保険料軽減強化に関する改正が行われ、介護保険法施行令等において軽減の基準について示されたものです。この保険料の軽減強化は、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減を行う仕組みで、既に平成27年4月から一部実施を行っているところですが、令和元年10月からの消費税10%への引き上げにあわせて、さらに軽減の強化を行うものです。

改正の概要といたしまして、低所得者の第1号保険料軽減強化の実施に係る内容ですが、対象が低所得者でありますので、老齢福祉年金、生活保護の受給者等及び町民税非課税世帯の保険料区分が第1段階、第2段階、第3段階の方であります。第1段階につきましては、保険料基準額に対する割合を0.45から0.375に軽減します。なお、第1段階では平成27年4月から一部実施されており、割合を0.5から0.45に軽減しています。第2段階につきましては、保険料基準額に対する割合を0.625から0.5に軽減します。第3段階につきましては、保険料基準額に対する割合を0.75から0.725に軽減します。ただいまの説明を示したものが下から2段目の表となります。第1号保険料軽減強化の完全実施は令和2年4月1日からで、一番下段の表のように今年度より軽減割合がさらに低くなります。説明いたしました今年度の軽減割合は、介護保険料の賦課は年度単位であるため、軽減率については10月以降6カ月分の消費税率引き上げによる財

源であることを反映し、令和2年度以降の完全実施における半分の水準となっております。

次の資料、介護保険料比較表について説明いたします。この表につきましては、第7期の介護保険料を示したもので、左側が現行で、右側が改正後となりますが、今年度における介護保険料の軽減強化の対象が低所得者でありますので、階層が第1段階及び第2段階並びに第3段階の老齢福祉年金、生活保護の受給者等及び町民税非課税世帯となっております。

以上で説明は終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 佐呂間町総合介護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第14号及び日程第13 議案第9号

○議長（吉野正剛君） 日程第12、議案第14号 財産の無償譲渡について、日程第13、議案第9号 佐呂間町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中村直樹君） 議案第9号と第14号につきましては、関連がございますので、一括提案させていただきます。

まず最初に、議案第14号をごらんください。議案第14号 財産の無償譲渡について。

（朗読部分記載省略）

戻りまして、議案第9号をごらんください。議案第9号 佐呂間町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の廃止について。

（朗読部分記載省略）

提案理由につきましてご説明いたします。今回無償譲渡する財産につきましては、富武士にあります佐呂間町漁村環境改善総合センターであります。佐呂間町漁村環境改善総合

センターにつきましては、漁業者の社会的、経済的、文化的な生活改善の向上と相互研さんの用に供するため昭和53年度に沿岸漁業構造改善事業補助金により建設された施設で、富武士浜地区住民の集会施設として利用されています。施設管理につきましては、建設当初から平成26年3月31日までは管理委託契約により、平成26年4月1日から令和元年6月30日までは指定管理者制度により管理運営を佐呂間漁業協同組合にお願いしており、町からは電気料基本料金分を指定管理料として支払い、使用料を差し引いた維持費は佐呂間漁業協同組合が負担しています。さらに、老朽化等によりこれまで2度の大規模改善が行われていますが、平成11年度に実施した改修工事については、事業費の30%を地元負担として佐呂間漁業協同組合と富武士自治会が負担しています。このように建設当初から佐呂間漁業協同組合が施設の維持管理及び運営費の負担をしていることから、本施設を佐呂間漁業協同組合に無償で譲渡し、町の管理条例や規則に基づく利用申し込みの手続の簡素化や利用日時の制限の拡大、また利用料の軽減などを図り、漁協組合員及び地域住民が気軽に利用でき、利用機会がふえるような施設を目指すことが地域にとって望ましいものと考え、佐呂間漁業協同組合に無償譲渡するため、補助金適正化法に基づく長期利用財産処分報告書を農林水産大臣に提出しておりましたところ報告書が受理されたことから、指定管理期間満了の翌日の令和元年7月1日をもって無償譲渡するものです。

財産を無償で譲渡する場合は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決が必要となりますことから、ご提案申し上げます。ご提案申し上げます。

また、本施設の無償譲渡に伴い、佐呂間町漁業環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例につきましても廃止が必要となりますことから、令和元年7月1日をもって廃止するものです。

説明は以上であります。よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから議案第14号と議案第9号の質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから議案第14号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 佐呂間町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時05分

○議長(吉野正剛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第10号ないし日程第16 議案第12号

○議長(吉野正剛君) 日程第14、議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第15、議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第16、議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(深尾 毅君) 議案第10号から議案第12号までは、関連がございますので、一括してご提案申し上げます。

まず、議案第10号からご説明いたします。議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

(朗読部分記載省略)

続きまして、議案第11号をご説明いたします。議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

(朗読部分記載省略)

続きまして、議案第12号です。議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

(朗読部分記載省略)

提案理由につきましてご説明を申し上げます。今回の3つの組合規約の変更につきましては、加入団体の解散、脱退に伴います組合規約の変更でありまして、規約の変更に当たりましては地方自治法第286条第1項の規定によりまして組合関係団体の協議が必要と

なりますことから、このたび同法第290条の規定に基づきまして北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の3組合より構成する団体に対しまして議会の議決を求められておりますことから、ご提案申し上げるものであります。

変更内容につきましては、3組合同約共通のものとしたしましては、平成31年3月31日付で北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合が解散したことに伴います脱退、また北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約におきまして平成30年3月31日付をもって十勝環境複合事務組合が解散したことに伴う脱退により、それぞれの規約から削除を行うため、北海道市町村総合事務組合同約、北海道市町村職員退職手当組合同約、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約別表の変更につきまして議決をいただくものであります。

なお、北海道市町村総合事務組合同約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から、また北海道市町村職員退職手当組合同約及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約につきましては、同法の規定による総務大臣の許可の日から施行することとなります。

なお、参考資料といたしまして、議案関係説明資料、資料番号13で北海道市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約新旧対照表を、資料番号14で北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約新旧対照表を、資料番号15で北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の一部を変更する規約新旧対照表を提出しておりますので、後ほどご照覧くださいようお願いをいたします。

説明につきましては以上であります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから議案第10号から議案第12号まで一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから議案第10号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りをします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 北海道市町村総合事務組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

これから議案第12号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第13号

○議長(吉野正剛君) 日程第17、議案第13号 佐呂間町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(玉井伸一君) それでは、議案第13号をご説明いたします。

議案第13号 佐呂間町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

(朗読部分記載省略)

次のページの別紙をお開き願います。表の朗読は省略させていただき、提案理由をご説明いたします。本町の過疎地域自立促進市町村計画は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律に基づき、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画について議決をいただいているところであり、今回の変更につきましては、現状の過疎計画には上がっていないものの令和元年度当初予算に計上されております事業で、過疎債の借入れを計画している事業5件の追加を行うものであります。

左のページが変更前の表で、右のページが変更後の表となっております。まず、1つ目の事業であります、区分1、産業の振興でありまして、計画書では21ページの表の中で事業名、(2)、漁業施設、事業内容、浜佐呂間漁港修築事業、水域・係留・用地整備、事業主体、国・道を追加するものです。次の事業も同じく区分1で、計画書では22ペー

ジの表の中で、事業名、(8)、観光又はレクリエーション、事業内容、キムアネップキャンプ場整備事業、休憩所改修、事業主体、町を追加するものです。

次の事業は、区分2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進でありまして、計画書では26ページの表の中で事業名、(1)、道路整備機械等の事業内容の2つ目にあります建設機械購入事業にショベルドーザー、グレーダーに続いて、新たに除雪車両等更新を追加するものです。

次の事業は、区分3、生活環境の整備でありまして、計画書では31ページの表の中で事業名、(7)、過疎地域自立促進特別事業、事業内容、公共施設解体事業、老朽化した公共施設の早期解体撤去により、地域の景観保全と安全で安心して暮らせる環境整備を図る。事業主体、町を追加するものです。

最後に、区分5、医療の確保でありまして、計画書では36ページの表の中で事業名、(3)、過疎地域自立促進特別事業の事業内容の2つ目に広域医療維持助成事業、遠軽町の公的病院に対し、不採算地区の医療提供に要する経費への支援を行うことにより広域医療体制の確保を図る。事業主体、厚生連を追加するものです。

佐呂間町過疎地域自立促進市町村計画変更に係る説明は以上であります。この変更につきましては既に北海道との事前協議を終えており、今定例会において議決をいただきました後、国に対し変更計画を提出するものであります。

なお、今回の計画変更に伴う参考資料といたしまして、その他関係資料16、過疎地域自立促進市町村計画参考資料変更で、事業名、事業内容、事業主体、変更後の事業費欄に令和元年度以降の事業費としてそれぞれアンダーラインを付し、赤書きで追加訂正をしておりますので、後ほどご照覧願います。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 佐呂間町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（吉野正剛君） 日程第18、議案第15号 財産の取得についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（深尾 毅君） 議案第15号をご説明いたします。

議案は、別冊の議案その2のほうになります。議案第15号 財産の取得について。

（朗読部分記載省略）

提案理由につきましてご説明を申し上げます。今回の財産の取得につきましては、職員が通常業務において使用するパソコンのOSであるウィンドウズ7のサポートが来年1月をもって終了することから、システムの安定的な稼働や安全なセキュリティーの確保を行うため、パソコン、シンクライアント端末機器本体の更新とシステム設定を行うもので、パソコンOS等更改事業として3月定例会で予算議決をいただいているものであります。このパソコン等OS更改事業の実施に当たりましては、機器の購入とあわせ主要な行政システムを含め全てのシステムに接続されている端末であり、中間サーバーへの接続も可能となっていることから、セキュリティー強化対策を施した上で本町のネットワークへの接続、セキュリティー環境の構築、設定を行う必要がありますことから、北海道自治体情報システム協議会において本町基幹システムセキュリティー環境の構築ベンダーである中央コンピューターサービス株式会社を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきます随意契約としたところであります。契約金額が地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるためご提案申し上げるものであります。

なお、参考資料といたしまして、資料番号17で開札状況調書を提出してございます。説明につきましては以上であります。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（吉野正剛君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（吉野正剛君） 本日はこれで延会をいたします。

延会 午後 2時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員